

イギリスにおける教育課程改革のめざすもの

— ナショナル・カリキュラムと教員養成の在り方を中心に —

鯨井俊彦

はじめに

現代は教育改革の時代といわれている。たとえば、アメリカでは学校の質に不満をもっている国民は教育システムの改革が必要だと真剣に考えており、その最大の論争点の一つがナショナル・スタンダード（達成すべき平均学力水準）とその評価のシステムをつくらうとしていることである。このことは『2000年のアメリカ教育戦略』（1991年）及び『2000年の教育目標』（1994年）の中で、ナショナル・カリキュラムやナショナル・スタンダードの全国的システムを定める必要性が強調されていることから見てわかることである。つまり、全国共通のカリキュラム基準を決め、それを評価するという全国的システムをもつことの利点をD.ラヴィッチは「教育水準を高めることは成績のよい生徒ばかりでなく、すべての生徒にとっても学力を高めることになる¹⁾」などと評して、このことを国家的にすすめることを提言し学校改革の方針としてナショナル・スタンダード運動が高まりつつある。その意味するところは、基準のない教育は教育の公平さも優秀性もともに達成することはできないということであり、それはまた同時に、教師自身がそれをどう受けとめ、クラスの中でどう実践していくかなどの面で教師のもつ能力が問われていることであり、教員養成の在り方までが問われていることでもある。

また日本でも、学校のスリム化、学校選択の自由、学校制度の複線化などにみられるように1990年代半ば以降、従来の公教育の枠組みを変える教育改革が財界、文部省などから矢継ぎ早に提起されて、教育改革は中央から各自治体にいたるまでさまざまな矛盾、対立、両義性を含みながら流動化しつつあるのが現状である。

更にイギリスでも1988年教育改革法で、ナショナル・カリキュラム（全国共通カリキュラム）とナショナル・アセスメント・テスト（全国共通学力テスト）を導入することにより教育内容の画一化と教育水準の底上げをはかることをめざしてかなり過激な改革が進行中である。併せて、教師の力で全国的に対等な学力レベルを達成するような改革をめざして、教師が専門職として学校カリキュラムを発展させていく可能性を開く能力をもてるように教員養成の在り方を模索し実施しつつある²⁾。

以上みてきたように、アメリカやイギリスの改革動向の大きな流れの特徴となっているのは、とくに初等、中等教育については、その水準向上を改革の第一義的目標としていることであり、それに対して日本の改革動向は、たとえば、学校週五日制の実施や「ゆとりと個性化」というスローガンにも見られるように、また、学校教育の過剰が青少年の生活を歪め、ゆとりと個性を奪い、学校を息苦しいものに行っているという議論に見られるように、その機能の縮小、学校教育の縮小をむしろ目標に行っている点である³⁾。

つまり、イギリスでもアメリカでも80年代以降の教育改革の基本目標は、いかにして国民の教育水準を高めるかという点に集中してきたことからみると、日本の教育改革は正にそ

の逆の流れとしてとらえることができると思う。

以上、これら三ヶ国の教育改革の動向のそれぞれがたどっている改革の道を比較して研究しなければならないが、今回のこの小論ではまず最初にイギリスの教育改革を中心に、特に近年の教育課程改革の動向がはらむ問題をナショナル・カリキュラム、ナショナル・アセスメント・テスト、教員養成の視点を中心に検討していくことにしたい。

1. ナショナル・カリキュラムの基本方針・特色とその問題点

1) ナショナル・カリキュラムの基本方針

イギリスの戦後教育は「1944年教育法（バトラー法）」から出発する。「すべての子どもに中等教育を」の理念を掲げ、国、地方および学校の三者連携のもとに学校教育を運営し、宗教以外は教育課程上の規定を設けず、教育内容を各地域、各学校の裁量に委ねるといった典型的な地方分権型教育が実施されてきた⁴⁾ことからわかるように、イギリスでは後述する「1988年教育法」まで共通のカリキュラムが存在しなかったことから、義務教育終了時や大学への進学に当たって実施される外部の試験機関によるいわゆる外部試験や国・地方の視学制度などを通じて、教育水準の維持が図られてきた経緯がある。しかし、1970年代になると、生徒の学力低下が問題化し、また、経済活性化のためにもすべての生徒に一定水準の学力を確保する必要性が指摘されるなど、共通のカリキュラムが求められるようになり、「1988年教育改革法」によって、1989年からこの国では初めてナショナル・カリキュラム（全国共通カリキュラム）が導入された。この教育法の中で導入されたナショナル・カリキュラムは20世紀の最も重要な教育改革の一つといわれているものである⁵⁾。

この法案は英国病といわれた長期にわたる経済的低迷や国際競争力の低下を克服すべく、政権第3期に入った保守党のサッチャー首相によって提案されたもので、これによってイギリスの戦後教育は大きく変わることになったのである。

彼女は中央官庁主導のもとに大胆な競争原理を導入し、バトラー法以来のイギリス教育体制を一変させることで、英国社会から新しい活力を引き出そうと企てた。改革の対象は初等教育から高等教育におよんだが、初等、中等教育に関する主要な改革点は次のとおりである⁶⁾。

①ナショナル・カリキュラムの導入 イングランドとウェールズの全公営学校を対象に、教育課程の編成と実施を各校に求めた。すなわち、中核基礎教科（core foundation subjects）として英語、数学、理科をおき、歴史、地理、技術、音楽、芸術および体育の6教科（中等学校では更に現代外国語が加わって7教科）を基礎教科（foundation subjects）とし、あわせて9（10）教科を必修科目とした。ただし教科の時間配当などは指示されていない⁷⁾。

また、義務教育期間である5～16才を4段階（key stages）に分ち、各段階ごとに諸教科の達成目標（attainment targets）と学習プログラム（programmes of study）を設けて、授業後の評価（assessment）手順を示した。

②全国共通学力テストの実施 新カリキュラムに基づく学習の達成状況を見極めるため、各ステージ終了後に全国共通の学力テストを行い、その結果を公表する⁸⁾。

③国庫補助学校（GMS）⁹⁾への移行 公営学校は、各学校理事会の決定や保護者の投票結果により、地方教育当局¹⁰⁾の管轄から離脱し、政府から直接補助金を受ける国庫補助学

校に移行することができることとした。この離脱・移行のことをオプト・アウト (opt out) と呼んでいる。

- ④地方教育当局の権限の縮小 かつて地方教育当局がもっていた予算と人事に関する権限を学校理事会¹¹⁾に大幅に委譲する。結果として地方教育当局は、特別なニーズをもった子どもや通学・輸送など教育福祉に関わるサービスの提供を主たる任務とする機関となるだろう。

以上のような改革が学校現場の混乱と提案自体の修正をともないながらも実行に移されたが、さらに2つの過激な変革が付加された。

1つは学校情報の公開であり、他は学校選択の自由化である。ナショナル・カリキュラムの達成度をはかる全国共通学力テストの結果ばかりでなく、中等教育終了時に実施されるGCSE¹²⁾や、大学入学時に要求されるAレベルの結果までもがすべて公表され、それもサッカー・リーグの成績表(リーグ・テーブル)のように、学校間の比較表として発表されたのである。

なお、この全国共通カリキュラムは1993年から改訂作業が進められ、1995年1月、新しいカリキュラムが省令として定められた。新しいカリキュラムは、第1～9学年については1995年9月から、第10・11学年については1996年9月から実施に移された。そして、今後5年間は変更をしないこととした¹³⁾。なぜ、ナショナル・カリキュラムの改訂が必要になったかについては後で論ずることにしたい。

以下、ここではナショナル・カリキュラムはどのような目的や構造をもったものか、からみていこう¹⁴⁾。

ナショナル・カリキュラムのめざすところは教育水準を高めるところにある。それは教えられる内容をきめ、学習のための到達目標を設けているし、そしてその成果がどのように評価され、報告されるかも決めたものである。

それ故、実際上のナショナル・カリキュラムとは教師、生徒、親、雇用者たちに若者が学校で身につけるであろう知識や技能の明確な理解を与えている。それは学校をして生徒の個人的な学習要求に応じたり、学校が地域社会に根ざした明確な性格やエトスを発展させるところだということを知っている。更にナショナル・カリキュラムは教育に係わるすべての関係者が若者に継続への道を開く枠組みを用意していることである。

つまり、ナショナル・カリキュラムの中心は、より広い学校カリキュラムと一緒にあって、生徒が幼児期から学ぶ必要がある本質的な読み書きリテラシーや数学的リテラシーの技能を伸ばすのを確保することであり、それはすなわち、一定の水準がたもたれて十分に満足のいく能力を用意してやることでもある。そして、それは同時に生徒が一生涯にわたって学習を続けていこうという気持を生徒に吹き込む最良の方法を見つける自由を教師に与えていることでもある。

いいかえれば、教育は生徒が個人として、親、働く者、社会の構成員として、自信をもって健康で自立した生活をしていくために必要な知識、技能、理解を伸ばさせるための援助をすることである。そこには学校への権利はすべての生徒にとってのものでなければならぬという思想があると同時に、機会の平等こそが学校カリキュラムや学校活動を支える一定の価値であり目的にもなっているということでもある。

2) ナショナル・カリキュラムと学校カリキュラムとの関係

ここで大切なことは、ナショナル・カリキュラムと学校カリキュラムとの関係である。

学校カリキュラムは各学校が生徒のために計画するすべての学習やその他の経験を含むものであって、ナショナル・カリキュラムは学校カリキュラムの一つの重要な要素であるという点である。

このことは、イギリスではナショナル・カリキュラムはカリキュラム全体ではないという原則が基底において認められているということである。それはナショナル・カリキュラムを、学校を基礎とする首尾一貫したカリキュラム計画へと作りかえていく責任は学校にあるということである。¹⁵⁾

このことに関連してこの法律では学校カリキュラムの2つの目的 (aims) が規定されている。

その一つは、学校カリキュラムはすべての生徒に学習しそれを達成する機会を準備することをめざすべきということである。それはすべての生徒のための出来るだけの進歩と最高の達成を鼓舞し刺激する手段としてあり、また、学習への責任や学習の享受を伸長すべき目標をもつということでもある。目的の二つ目は、学校カリキュラムは生徒の精神的、道徳的、社会的、文化的発展を促進することをめざすべきであり、また、すべての生徒に生活への経験、責任、機会を準備することをめざすべきである。

そしてこれら二つの目的は相互に補強し合っていることである。つまり、学び達成すべき能力をもつ生徒の個人的な発達にとっては精神的、道徳的、社会的、文化的な面が重要な役割をなしているものであり、両方の領域における展開こそが、すべての生徒において到達水準を高める本質的なものになるという点にある。

それではナショナル・カリキュラムの役割はどこにあるのか。この1996年教育法ではナショナル・カリキュラムの主な目的 (purposes) は4つあるという。

ナショナル・カリキュラムの目的の第一はすべての生徒——文化、人種、ジェンダー、能力差などそれぞれ生徒の社会的背景で違いはあるが——に沢山の学習の権利を確保し、活動的で責任ある市民としての発展や自己充足のために必要な知識、技能、理解を發展させるために存在するのである。ナショナル・カリキュラムの第2の目的としてあげられるのは、すべての生徒に達成してもらうために教科における国家基準が定められていることである。ナショナル・カリキュラムの第三の目的はカリキュラムの連続を促す一貫した国家的枠組みをつくったことであり、それによって生徒の学習上の柔軟な進歩を保証していることである。ナショナル・カリキュラムの第四の目的は、義務教育がつくりだす学習や到達度の両面で学校の役割についての国民の理解を増進させようとしていることである。

以上、これら四つの目的は時代を超えて変わらないけれども、カリキュラムそのものは変わらないわけにはいかないということである。すなわち、カリキュラムは社会の変化や経済に対応しなければならないし、学校教育そのものの在り方の変化にも対応していかなければならない。それと同時に、教師も個人として、集団の一員として、生徒の変化への要求や経済的、社会的、文化的変化に応じて、教授を再評価していかななくてはならないことでもある。

以上みてきたように、ナショナル・カリキュラムと学校カリキュラムとの関係はあくまでもナショナル・カリキュラムは学校カリキュラムを展開 (発展) させるためにこそある、という前提を認識しておくことが大切である。この点は後述する。

3) ナショナル・カリキュラムの構造

次にナショナル・カリキュラムの構造の基本方針となっている4つの項目についてふれたい。

(1) ナショナル・カリキュラムはいつ、どこで教えられるのか。

図1にみるように、すべての学校で、4段階に分けられて、中核教科群と基礎教科群との内容が教えられることが基本である。

図1

Age (年齢)	5 - 7	7 - 11	11 - 14	14 - 16	
Year groups (学年)	1 - 2	3 - 6	7 - 9	10 - 11	
English (英語)	■	■	■	■	National Curriculum core subjects (中核教科群)
Mathematics (数学)	■	■	■	●	
Science (理科)	■	■	■	●	
Design and technology (技術)	■	■	■	●	National Curriculum non-core foundation subjects (非中核基礎教科群)
Information and communication technology (情報・伝達技術)	■	■	■	■	
History (歴史)	■	■	■		
Geography (地理)	■	■	■		
Modern foreign languages (外国語)			■	●	
Art and design (図工)	■	■	■		
Music (音楽)	■	■	■		
Physical education (体育)	■	■	■	●	
Citizenship (公民)			▲	▲	

■ 2000年8月から実施

● 2001年8月から実施

▲ 2002年8月から実施

出典：このカリキュラム表は1995年に改訂されたナショナル・カリキュラムの修正版に当たり、1999年9月9日付教育雇用省より公表されたものである。

(2) ナショナル・カリキュラムの中核教科群と基礎教科群とはどういうものか。これについては前述した通りであるが、要するに、ナショナル・カリキュラムでは中核教科群3つ、基礎教科群7つを決めて、これらの教科はすべて現代語と公民を除いて16才までに教えられねばならないとされた。このことはこれまで14才以降の選択が伝統的に認められてきたやり方を変えることになったことである¹⁶⁾。

(3) 学習プログラムとは、各学校段階ごとに、また各教科ごとに生徒が何を教えられるべきかを述べたものである。到達目標や到達内容がどんなやり方で教えられるべきかはこの学習プログラムの中で扱われることになっている。すなわち、教師や学校はこれ

らの学習プログラムにより、内容や方法や手続きなどについてのよりよい情報が提供されるのである。それ故、学習プログラムは発展させられるべき技能や教科を理解するにあたっての本質的な知識や内容を示したのものである。

(4)到達目標とレベル規定について

ナショナル・カリキュラムの到達目標とは学習プログラムが完成されたときに生徒に期待される学業到達水準について述べたものである。それ故、これは教師が行う評価の重要な基礎となるものであり、また、実施される国家テストの基礎ともなるものである。

ここではナショナル・カリキュラムにおいて中核教科である「英語」がどのように扱われているかについてみていきたい¹⁷⁾。

「英語」での強調点は次の5点である。

- ①「個人的な成長」の視点——これは子どもが中心であるということ。このことはことばと子どもの学習との関係を強調することであり、子どもの想像力や美的生活を伸展させる文学の役割を強調することでもある。
- ②学校では「クロス・カリキュラム」の視点が強調されていること。このことはすべての教師の責任として学校カリキュラムの中のいろいろな教科で必要とすることばを生徒にわかるようにしてやることである。
- ③学校の外部でもコミュニケーションがとれるという「成人としての必要」の視点が強調されていること。このことは英語の教師は子どもに成人生活にとって必要とされることばを与える責任があるということである。
- ④「文化的遺産」という視点が強調されていること。ここでの学校の責任としてはことばの使用という中でも最も繊細とみなされている文学作品の鑑賞ができるように子どもたちを指導することである。
- ⑤子どもたちに「文化的な分析」の視点をもたせること。ここでの「英語」の役割とは子どもたちをして彼らを取りまく文化的環境や世界を批判的に理解することへと向かわせるものとして強調されていることである。

ナショナル・カリキュラムでは上に述べた5つのモデルに従って学習プログラムと到達目標が作成されることになった。学習プログラムとは「英語」カリキュラムを計画し、教えるための基礎が扱われているものである。その主な領域は「話すこと・聴くこと」「読むこと」「書くこと」の三つである。ここで大切なことは生徒の能力というのは、話すこと・聴くこと、読むこと、そして書くことが統合プログラムの中で伸長させられるべきであるという点である。そこで、「英語」では他の教科と違ってすべてのキーステージにわたって「英語」が教えられるために、次のような一般的な要求をもつように計画されているのである。

- a. 「英語」は生徒の能力を効率よく会話や書くことを通してコミュニケーションができ、人から聴いた内容を理解できるようにしてやることである。また、「英語」では熱心で応答的で聡明な読者に仕立て上げるべきである。
- b. 生徒は公の、文化的なそして労働の生活に自信をもって参加するために、標準英語を流暢に正確に話し、書き、読むことができる必要がある。
- c. 生徒たちには理解力をのばしたり、標準英語を使用したりするための責任が与えられねばならない。

次に、ナショナル・カリキュラムでは「英語」の到達目標を三つあげている。その第一は話すこと・聴くこと、第二は読むこと、第三は書くことであるとしている。たとえば、キーステージ1の話すこと・聴くことのレベル1の到達目標では次のことが求められている。「生徒は直接的な興味のある事柄について話す。彼らは他人の話聴き、適切に反応する。彼らは簡単な意味を聴いている人たちに伝え、聴きとれるように語り、そしてより細部のことにわたって自分たちの考えや説明ができるようにと拡張していくことが求められるのである。」

また、キーステージ2（7～11才）が終わるまでにはレベル4が求められている。「生徒はその能力が向上するにつれて自信をもって話したり、聴いたりする。生徒は話すことの中で思慮深く考えを展開し、事柄をのべ、明確に意見を伝えること、といった目的に適應できる。議論において彼らは注意深く聴き、他人の考えや見解に応答するために質問をしたり、それに貢献したりする。彼らは適切に標準英語の特色としての語彙や文法を使用したりすることができる。」

また、数学でも到達目標が4つ決められている。①数学を使用し、応用すること ②数と算数 ③図形、空間、測量 ④データを扱うこと、そして、各到達目標はまたそれぞれ8つのレベル規定に細分されている。たとえば、レベル1というのは子どもが初等学校で短期間に達成できるような初歩的なものであり、レベル8は14才の生徒に期待される水準のものである。目安としてはキーステージ1（5～7才）ではレベル3を、キーステージ2（7～11才）ではレベル5、6に、キーステージ3（11～14才）までにレベル7かレベル8に到達できるように考えられている。

次に、基礎教科群の一つである「歴史」についてふれてみたい。

ナショナル・カリキュラムでは学校でどんな「歴史」が教えられるべきか、について多くの公の論争が行われてきた。ここでは特にナショナル・カリキュラムにおけるキーステージ2（7～11才）の「歴史」がどのように考えられ、どう構成されているかを次の視点から検討しておきたい。ナショナル・カリキュラムでは「歴史」のシラバスの形態・様式に影響を与える鍵概念となっている要因を次の5つあげている¹⁸⁾。

- ①学校カリキュラムでは選択と必修があること。
- ②生徒は考古学、伝記、地方史、美的なもの、の再現など、色々な歴史のタイプを経験したり、それに取り組むこと。
- ③探求の過程や資料を活用させること。
- ④子どもが成長でき、歴史的な理解ができるように歴史家の解釈を経験させること。
- ⑤生徒が歴史学習から得た過去からの意義を見い出せるように一連の概念的な理解を持たせることである。

以上、この5つの要因をめぐって「歴史」のシラバスをどのように構成するかであるが、ナショナル・カリキュラムでは公民 (citizenship) の養成を中心に以下の10の目標が挙げられている¹⁹⁾。

- ①公民——「歴史」は「市民であること」という判断を養成するために、一連の価値、倫理、道徳、信念及び思考能力などを発展させることをめざすべきである。
- ②「歴史を体験すること」——学習は歴史的探究を理解し、解決するという言語学という統語論的な過程に生徒をかかわらせることの中から成立してくるのである。
- ③技能——歴史の探究は時代を年代で並べたり、目録をつくったり、分析したり、統

合したりといった相互に関連させていける技能をのばすことである。

- ④社会的学習——歴史は協同作業をめばえさせるように子どもの能力を助成することである。
- ⑤深く学ぶこと——歴史の知識や理解は深く学ぶことから成立するものである。
- ⑥資料——資料は歴史理解を伸ばす中心となるものである。
- ⑦想像的再構成——想像力は歴史の再構成に決定的な役割を果たすものである。
- ⑧コミュニケーション——歴史学習の成果は伝達されるべきである。
- ⑨評価——これは授業へと統合され授業の中で生かされるべきである。
- ⑩進歩——プログラムは生徒の進歩を促進するものであるべきである。

4) ナショナル・アセスメント・テストとその問題点

次に、ナショナル・カリキュラムとワンセットとされた7才、11才、14才、16才時の評価——いわゆるナショナル・アセスメント・テストのもつ意義や問題点についてみていこう。

まず、この評価がめざす特徴には①形成的評価 ②診断的目的をもつ評価 ③総合的目的をもつ評価 ④価値づけ的な目的をもつ評価 という4つの目的があることが指摘されているが、ここでは実際上の評価のカテゴリーとしてあげられているナショナル・アセスメント・テストについてふれてみたい。

これは学校カリキュラム評価当局(SCAA)²⁰⁾によって認められた組織による学校の外部で行われている。このテストは各キーステージの終りで、子どもたちは3教科それぞれで決められている目標レベルで記録されている諸活動が完成されているかどうかの測定のために行われるだろう。このテストは2つの目的をもっている。その第一は、教師の評価と重なる形で子どもたちが各キーステージの終りに達成したレベルを親に知らせるためのものである。第二にテストは、教師が行う評価の判断とナショナル・テストで子どもが達成したレベルと比較することで、教師の評価は国民の同意する水準と調和しているということのチェックになりうる。

しかしながら、以上の点を認めながらもイギリス国民にとっては、テストによる評価とは何を意味するのか、その目的とは何か、教師の評価とナショナル・テストとの関係について、などがずうっと議論的であった。そこで、評価に対する考え方の見直しが1993年末に完成し、1995年のナショナル・カリキュラムの改訂において導入されたことは前述した通りである。その報告書では、教師はすべてのレベルですべての到達目標を忠実に与えられたリストを守る必要はないとの特に強い主張がなされたものであった。

「記録というのは子どもについての教師の個人的・専門的知識を補強するものだ。教師は自分たちのすべての知識を記録することはできないし、それを試みるべきでもない。文字による記録はこの専門的理解を補強する。もし記録システムが教授・学習に意義ある貢献をもたらさないというなら、それを続ける何の利点もないことになる²¹⁾。」

「子どもたちの到達度の記録は親への報告になるように詳細なものを含むことが望ましい。しかし、詳しくすぎたり、複雑である記録は、この課題を果たすことにならないばかりか、妨害にもなりかねない。記録というものは子どもがどこが強化され、どこがまだ弱いのか、どこが進歩したのかを親にはっきりとさせるのに役立つべきものであり、子どもが次のステップに向かうための情報を準備するためのものである²²⁾。」

以上の理由から1994年末に政府はこれを改訂することに同意し、SCAAの議長や学校視察官もこの見解を認めて次のようにのべている。「我々は教師にとって子ども個人のすべての成果が最もよく記録され、子どものあらゆることが判断できるようなものを望んでいる。厳格な正確さを求めることを意図していない。子どもたちが一教科の新局面でどれだけ進歩したかを知ることが望ましいのであり、それ故、どのような記録の仕方がすべての成果を示すのに適したものかを決めるのはなによりも教師なのだということである。教師は本来的に自分たちの判断の基礎となる証拠をもととするものである。キーステージの終わりに教師の評価の実施が決められている英語、数学、理科においてさえ、到達目標と関連して詳細な記録のためにのみ多くの学校で評価が保存される必要はない²³⁾。」

このナショナル・テストはナショナル・カリキュラムが最初に導入されたときに国民的な議論的になったものである。教師たちはこのテストをあまりに時間をかけてやりすぎて、模範的なカリキュラムの意図とかけ離れすぎていると苦情をのべた。教師や親は実際に行われるテストの公正さを心配していた。そして国民すべてがこのテストは学校の優劣を準備することになりリーグ・テーブルの様式で公表されることに注目した。1995年に導入されたナショナル・カリキュラムの主な改訂点はこのナショナル・テストの組織と構造を変えることに主目的があった。その結果、このテストはずうっとスリム化され、教師のもつ評価の役割と立場とがより重要視されたものとなった。現在では、教師の評価と全国テストの結果とは同等の位置に置かれている。

つまり、教師が行うすべての評価を簡素化されたナショナル・テストではカバーしえないという理由で両者間には微妙な差がでてくるのである。両者の結果が活かされねばならないし、親がその結果について尋ねたり、その結果はどういう意味をもつものかを理解したりするための機会をもつことを確保するのが教師や学校の責任なのである。

1990年代の初めにこのテストをめぐって行われた国民的・政治的な論争は今となってはある程度のコンセンスを得ることができた。それは教師が親は子ども個人としての進歩の度合いを、また、学校の中で、更に全国規模での進歩の様子を知りたいということを認め、政府もまた、すべてのキーステージのすべての教科にわたってテストをするのはあまりにも時間の無駄であるということを知っていることからくるのである。しかしながらナショナル・カリキュラムのレベル規定に対してなされることになっている教師の継続的な評価というのは、子どもたちが進歩しているかについて知ることを権利として持っている親に対して説明されねばならないものである。かくしてナショナル・テストはもっと単純な形式で実施されているのが現状である。

次に、この評価において論争中であり、未解決の問題点にふれておきたい²⁴⁾。

ナショナル・カリキュラムは1988年に初めて導入されたときよりその目的や構造の点で強い国民的合意を得ている。しかしまだ、困難なところもあるので、それについていくつか取り上げておきたい。

- ①ナショナル・カリキュラムの最大のむずかしさの一つは教科やカリキュラム全体にわたって内容が過密であったこと。この点が1995年の改訂版では批判され、次のように解釈されたのである。「ナショナル・カリキュラムは現在、詳細で法規に則るやり方で規定されている。こうした法規的な書き方のレベルは疑いもなく、ナショナル・カリキュラムはそれが水準を高めるといふなら、明白な方法でカバーされるべき基盤を明確にすべきであるという信念からでてきたものである。しかし、教師たちは詳細で法

規的なこういう規定は専門的判断の固有のやり方を抑えこむことになるし、彼らが与える教育的経験の質をおとしめがちであるということを知っていたのである。

1995年に導入された変化は、この批判に応えることだった。それにはまだ、国家レベルでも学校レベルでも四つのキーステージの各それぞれで全体的カリキュラムを計画するという仕事が残されているのである。これが1990年代後半の最も重要な教育の論争点の一つである。

- ② ナショナル・カリキュラムへの批判の一つは教科がむしろ旧式であるであるということである。「技術」を別にすれば、ここに挙がっている教科は1950年代のグラマースクールからの借りものといえる。ナショナル・カリキュラムでは教えられるべき教科内容が決まっているわけではないけれども、ナショナル・カリキュラムが与える影響は国民がどう考えるか、各学校カリキュラムがどう計画されるかの点で大きいものがある。多くの国民は「美術」や「音楽」というものをもっと広く、それが一般的に創造的な芸術の在り方ではないものとして、規定されることを望んでいる。いかえれば芸術をナショナル・カリキュラムでは低い地位に置こうとするつもりかということである。また、家政学の教師もそれが「技術」のうちに含まれてしまうならば、家政学の地位やその重要さがあいまいになってしまうと悲しんでいる。
- ③ ナショナル・カリキュラムが扱わない領域があるということである。ナショナル・カリキュラムからはずされている領域として、たとえば環境教育、経済意識、市民教育が学習のプログラムや教科の到達目標をつくって教えられねばならない。これらの主題は20世紀の現在、高い重要な問題を含んでいる、学校はそれらを確保してどう扱うか。それらは本当に教師、親、生徒によって重要だと思われるのかということである。
- ④ イングランドとウェールズでは今、世界で最も詳しいカリキュラム内容のいくつかをもっており、特に「理科」と「技術」の領域における知識は急速に進歩したものになっている。しかし、別の観点からみると一部の国民は法令上のカリキュラムの大部分（たとえば歴史の領域など）は文化的に偏向しており修正が必要であるとの議論もある。現状の変化に対応するための教科の見直しと社会的態度や価値を変えていくのに必要な猶予期間は5年間で限度ではないか。
- ⑤ ナショナル・テストはまだ実験の段階であって、その問題は早期には解決しないだろうし、容易には決着がつかないものである。というのも、その評価は一方では、個々の生徒がどうよくなっているかを詳細に知らせるものであると考えるし、他方では、一年間に学校やすべての生徒がどれだけ進歩しているかを測定するためのものであると考える見方もあり、しかし、多くの議論は技術上のことであり、最初のナショナル・カリキュラムではこのテストに抵抗し反対するのに、あまりにも単純で、正に政治的な議論をやって紛糾することになったからである。
- ⑥ テストや試験を公平に信頼できる形で公表する方式を見つけることが現在でも課題である。テストや試験の結果に基づいて単純に学校間差を比較することは現在では不正として広く認められていることである。
- ⑦ 学校カリキュラムの中にはあるグループにとって不利になるものがあることである。たとえば、女子は「技術」で行われるテストや試験ではしばしば不利であるということが知られている。その点で学校はカリキュラムや評価結果をモニターすることやそ

これからでてくるどんな困難なことでも直すように働きかけることが期待されている。しかしながら、このことがどうなされるかは議論のあるところであり、多様な見解が可能である。

- ⑧ナショナル・カリキュラムは教科書の全面的な改訂をもたらすものである。学校は全教科の教科書を新しく仕入れることはむずかしいし、「技術」や「情報技術」といった教科には新予算が必要である。初等学校の理科プログラムでも今までに必要とされなかった消耗的な予算をもつようになってきている。要するに、ここでの問題は政府の支出するお金がこのことに充分に対応しうるかどうかであり、また教師養成の問題でもある。
- ⑨すべての学校がナショナル・カリキュラムに準拠しなければならないということは本当に質の高い教師を養成することの問題になってくるのである。「理科」「技術」「現代語」を担当する十分な数の教師を見い出すことは国内の多くの地域でむずかしくなっている。「数学」や「英語」でさえ人数が不足している。ここ何年間の特に経済成長がすすんでいる間は、この領域で訓練された教員の数を確保することは不十分で、早急には解決されない。初等学校では教師はナショナル・カリキュラムに含まれる全領域を教えねばならないけれども、すべての教師がすべての教科について十分な把握をもつであろうことはとてもありえない。だから訓練と援助が必要となる。その場合、現にあるクラスをあまり分裂させることなしに必要な支援を用意することが課題になるのである。
- ⑩ナショナル・カリキュラムやナショナル・テストについての主な心配の一つは、授業がテストのためにのみ行われるだけで、他の重要な領域が無視されてしまうという点である。ナショナル・カリキュラムのすべての教科がテストされるわけではない。このことはある教科は他の教科よりも大切であるということなのか。文字では表わせない興味が見つけれられたり、個人やクラスが深く何かを探求しつづけるように動機づけられたりするとき、そこで考えられる最良の教授・学習とは一体どういうものだろうか。有能な教師や伝達者は法令によって規制されてしまうのだろうか。学校はナショナル・カリキュラムの教科にはないが、しかし生涯の思い出になる旅行や活動などに子どもが参加することを心配しすぎるのではないか。こういった問題に対しては、これからモニターしていく必要があるし、それへの研究や評価がこれからも重要になるだろう。

5) この章のおわりに

以上のべたこれらの教育改革には時間がかかるが、その改革の実質上の推進者となって支えていくのは教師である。というのも、学校の質は完全にすべてのスタッフの質に依存しているといえるからである。教師の多くは有能でかつ献身的であるが、一部には欠点がないわけではない。我々は教師の養成法を改善し、すべての教師の採用に当たっては、彼らの教育という仕事に対する適性を見るために予備期間を設けるとともに、教師の水準について議論し向上させることを目的に総合教育会議²⁵⁾を設置し、そのためには、教師に関する新しい基準を作り、最良の在り方を示すには次のような専門職性が問われる必要があるだろう²⁶⁾。

「われわれが必要としているのは、よりよい教育を受けたより専門職的な教師であ

る。・・・(中略)・・・われわれはいま、教職の歴史におけるきわめて重要な岐路に立っている。教師がその専門職性を高め、自らの権限強化＝エンパワメントを実現するための二つの道筋を描いてきた。その第一は、ナショナル・カリキュラムを学校を基礎とするカリキュラム全体へと作りかえることである。第二は、計画、とくに学校発展計画(SDP)²⁷⁾を校長や管理職の独占物にしてしまうのではなく、全教職員のものにしていくことである²⁸⁾。」

以上のことをめざす教員養成の在り方や養成の実際については、本論文の続きとして第2章 教員養成の課題(次回)でみていきたい。

注

- 1) Diane Ravitch, *National Standard in American Education : a citizen's guide*. Washington, D.C. : The Brookings Institution, 1995.
- 2) DfEE, Requirements for Courses of Initial Teacher Training. Circular no. 4/98 (1998. 5)
- 3) 藤田英典『教育改革－共生時代の学校づくり－』岩波新書 1997年 44頁。
- 4) 田原恭蔵他編著『かわる世界の学校』法律文化社 1997年 221頁。
- 5) Bob Moon, *A Guide to the National Curriculum*. Oxford Univ. Press, 1996.
- 6) 『かわる世界の学校』前掲書 221-223頁。
- 7) 基礎教科名はその後の1995年の改訂で、後述するように変更されたものもある。
- 8) ここに「その結果を公表する」とのべられたことが、その後のナショナル・カリキュラムの1994年の見直しの大きな要因になったのである。
- 9) GMSとは、Grant-Maintained Schoolの略で、中央政府から直接補助金の給付＝グランド・メインテインの地位を得ている学校のことである。(舟場正富『ブレアのイギリス』PHP新書 1998年 98-99頁。
- 10) 地方教育当局(Local Education Authority, LEAと略す)とは、学校を設置・維持し初等中等教育を提供する直接の責任と権限を有している地方公共団体のことである。
- 11) 学校理事会(School Govering Bodyの略)とは各学校にあり、学校の管轄・運営に当たる。
- 12) GCSEとはGeneral Certificate of Secondary Education(中等教育修了一般資格試験)のこと。
- 13) 文部省編『諸外国の学校教育－欧米編－』大蔵省印刷局 1995年 165-166頁。及び、*A Guide to the National Curriculum*. op.cit, p.113.
- 14) DfEE, *The school curriculum and the National Curriculum*. 1995.1
- 15) ロートン, デニス著 勝野正章訳『教育課程改革と教師の専門職性－ナショナルカリキュラムを超えて－』学文社 1998年 139頁。
- 16) その後の1996年の教育法では教科の各称と教科の国家枠・学年枠が変更されたのもでてきたことを指摘しておきたい。
- 17) *A Guide to the National Curriculum*. op.cit, pp.36-41.
- 18) Tom Nichol, *History 7-11: developing primary teaching skills*. Routledge, 1997, pp.47-48.
- 19) *ibid*, p.48.
- 20) SCAAとはSchool Curriculum and Assessment Authorityの略で、これは1993年に学校試験評価審議会(SEAC)及びナショナル・カリキュラム審議会に代えて設置されたものである。
- 21) *A Guide to the National Curriculum*. op. cit, p.26.
- 22) *ibid*, p.26.
- 23) *ibid*, p.26.

- 24) *ibid*, pp.114-119.
- 25) 総合教育会議とは、General Teacher Council の訳で、教職総合評議会とも訳されている。
- 26) ロートン『教育課程改革と教育の専門職性』前掲書 173頁。
- 27) SDP とは、School Development Plan の略で、これは法的になくてもならないものではないが、多くの地方教育当局（LEA）は所管する学校にその作成を望んでいる。
- 28) ロートン『教育課程改革と教師の専門職性』前掲書 173-175頁。